

ひこにゃん商標使用無償化実証実験 検証結果報告書(概要版)



令和6年6月26日
彦根市ひこにゃんブランド推進室

実証実験の概要

目的

商標使用料の無償化により、さらなる商標使用の拡大と新規商品の発掘を図る

期間

令和4年10月1日から令和6年3月31日まで

※令和6年4月1日から同年9月30日までは結果検証のための無償化期間

内容

使用許諾料の全額免除および証紙の交付の廃止 (証紙代の支払も不要)

	～令和4年9月30日	令和4年10月1日～令和5年3月31日
使用許諾料の算出方法	商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む。））×予定生産数×3%	商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む。））×予定生産数×3%×0
商標使用の適正管理方法	証紙の貼付	使用許諾番号の明示
使用申請手続き	「ひこにゃん」商標使用許諾申請書(有償用)（様式第1号の1）およびその他必要書類を市代理人の弁護士へ提出 （詳しくは使用申請（有償使用の場合）のご案内をご確認ください。）	令和4年9月30日までの手続きから変更はありません。

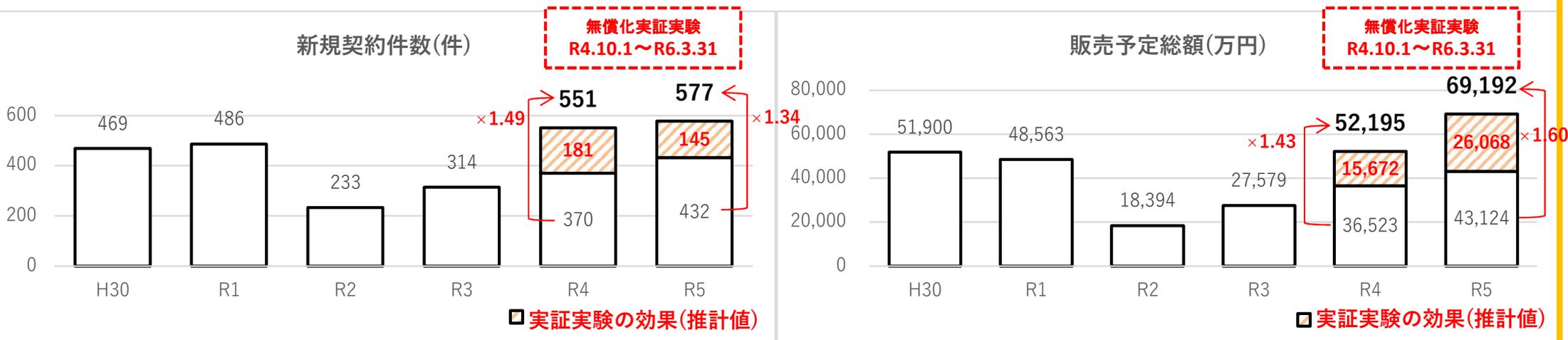
実証実験の結果

●さらなる商標使用の拡大の面での効果

- 令和4年度および令和5年度は、**新規契約件数・販売予定総額ともに大きく増加し**、コロナ禍前の**令和元年度を上回る**結果となった。
(令和5年度の新規契約件数は過去10年間で最高を記録し、販売予定総額についてもピーク時に迫る結果に)

- そのうち、**本実証実験による効果額**を彦根城入場者数の推移を基に推計すると、使用を無償化したことにより、有償を継続した場合と比較して、実証実験期間を通じて、**新規契約件数が326件(1.41倍)、販売予定総額が4億1,741万円(1.52倍)増加した**との結果が得られた。

→ → → **商標使用を無償化することは、商標使用の拡大の面で非常に大きな効果がある！！**



●新規商品の発掘の面での効果

- 本実証実験の期間中に、これまでは実現しなかった**著名な企業や商品等とのコラボレーション**事業を多数実施することができ、周知の拡大、知名度の向上など、「**ひこにゃん**」および**本市のブランディングの観点からも大きな成果**を得ることができた。

- ◆ コラボ商品 聖護院ハッ橋総本店、株式会社コクヨ工業滋賀、山崎製パン株式会社 など
- ◆ コラボイラスト ちゃんぽん亭、鳥人間コンテスト、大阪・関西万博 など



- この成果には、商標使用の無償化により、有償による使用である場合と比べ、**企業にとっても使用のハードルが下がり、新たな商品開発に取り組んでもらいやすくなった**ことが影響しているものと考えられる。

→ → → **商標使用を無償化することは、新規商品の発掘・ブランディングの観点からも非常に大きな効果がある！！**

結論

実証実験の結果から、目的としていた「さらなる商標使用の拡大と新規商品の発掘」はもとより、本市および「ひこにゃん」のブランディングの観点からも、商標使用を無償化することが非常に効果的であることが確認できた。

このことから、引き続き商標使用を無償とすることが本市にとってメリットが大きいと判断し、



令和6年10月1日から本格的に**商標使用を無償化**することとする。

